

## 自治基本条例第31条（住民投票制度）の解釈について

## 1 自治基本条例逐条解説書

(住民投票制度)

第31条 市は、住民（本市の区域内に住所を有する人（法人を除きます。）をいいます。以下同じ。）議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

住民投票制度は、間接民主制を補完する制度であることなどから、住民投票を発議できる市民の範囲については、住民として、法人を除いた本市の区域内に住所を有する人としています。また、住民投票制度については、現在、学識者による委員会で課題整理を行っており、その中間報告書では、「本市の住民である外国人市民が住民投票に参加することは当然といえる」とされ、また、年齢要件についても「未成年者を除外する合理的理由はない」とされています。平成16年度内を予定している委員会の最終報告による課題整理を踏まえながら、平成17年度は、制度の具体化に向けた新たな委員会を立ち上げ、住民投票の制度化に向けた詳細な検討を行う予定です。

また、投票に付される事項は、市民生活にかかわる重要な問題が想定され、議会や市長が直接住民の意思を確認しながら、それぞれの意思決定を行っていくことは、間接民主制を補完する意味でも重要なことと考えられるため、議会と市長も発議することができます。

## 2 川崎市自治基本条例検討委員会報告書

## 住民投票制度

市は、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認し、その結果を市政運営に反映させるため、住民投票を実施することができます。

住民、議会又は市長は、市政に係る重要事項について住民投票を発議することができます。

市長は、住民投票を実施するに当たっては、住民投票の対象とされた事項について、その争点に関する情報の周知を図るとともに、住民の間で十分な討議が行えるよう努めなければなりません。

市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

その他住民投票を実施する上で必要な事項は、別に条例で定めます。

住民投票制度に関する次の基本的事項を規定することによって、いわゆる「常設型」の住民投票制度を設けることとし、重要事項が生じるたびに個別の住民投票条例を制定しなくともよいこととしました。

ア 投票に付議する事項

イ 発議権者の範囲

ウ 投票に先立つ十分な情報周知と討議の機会の付与

エ 投票結果の尊重

なお、これらの基本的事項を定めるだけでは、常設型住民投票制度をこの条例中に定めたこととはならないのではないかとその意見もありました。しかし、その性格からしても基本的事項のみを定めることが適当であると考えました。

なお、市政に係る重要事項とは、他の自治体の例によると、合併問題や大規模公共事業の是非などが考えられます。

また、条例の制定改廃など市民の直接請求があり、それが否決されてしまったものを対象とするべきとの意見がありました。

発議権については、住民（市内に住所を有する外国人市民を含みます。）がそれを持つことは当然であり、選挙権者のみではなく、18歳以上の未成年者を入れることが考えられます。また、他の自治体の例のように、議会や市長からの発議も認めるべきと考えました

住民投票を行うに当たっては、住民の間に投票対象事案について、客観的に判断するための争点などについての情報が十分提供されることが必要と考えます。また、住民投票が行われるまでの間に、争点についての見解を聴いたり討議が行える場が設けられることが望ましいとも考えました。

住民投票の結果は、前述のとおり十分な情報提供、討議を行った上で実施されるものですから、誰もが尊重する必要があるとの意見があります。しかし、住民に、議会及び市長と同等の尊重義務を課すことについては、市長や議会と住民では、その責任の重さは異なるものであり、また、住民投票は、市長や議会の意思決定に住民の意思を反映させるために行われるものであることを考える必要があります。

基本的事項のほかに投票の成立要件など、住民投票制度の構築には定めるべき事項がありますが、現在行われている住民投票制度検討委員会での課題整理などの結果を尊重し、別途の条例によって制度設計を行うことが妥当と考えました。

このほかに、住民投票の単位を区とすることについて、「川崎市は市域が細長く、区毎に地域特性が異なるため、各区の課題もさまざま、案件への各区民の関心の度合いにも違いがあり、また、区によっては特例市並みの人口規模を有する区もいくつかあります。さらに、区は、自治基本条例において、まちづくりの拠点の役割を担うことともされる予定です。したがって、今後の指定都市制度の改革や区行政改革の動向を踏まえながらの検討が必要ですが、将来『区』が市の分権の拠点として整備されるならば、『区』を住民投票の単位としてもよいのではないか」との意見もありました。

### 3 以上の経緯を受けての自治基本条例における住民投票制度の解釈

自治基本条例は、川崎市自治基本条例検討委員会報告書の内容を最大限尊重して条文化したものとしています。

報告書における住民投票制度の基本的事項としては、上記2の枠内の から までにまとめられ、それぞれ記載された内容についての検討委員会での委員間合意や制度構築への思いが枠外の から までに記載されています。また、区を単位とした投票については検討委員会での合意事項には至らなかったものの、特筆すべき意見として追記がされています。

したがって、自治拡充推進のための制度としては、常設型の住民投票制度が必要であり、自治基本条例の中にはその基本的事項として、ア 投票に付議する事項、イ 発議権者の範囲、ウ 投票に先立つ十分な情報周知と討議の機会の付与、エ 投票結果の尊重 を記載するとともに、投票の成立要件など必要な事項については住民投票制度検討委員会の課題整理を踏まえた制度設計にゆだねたものとなっています。

行政では、この報告書を受け、条例としての内容整理と平成16年度の学識委員による住民投票制度検討委員会の課題整理の中間報告成果を踏まえた結果、上記1に掲げる条例の規定内容として報告書記載の制度基本的事項のうち、ア 投票に付議する事項、イ 発議権者の範囲、エ 投票結果の尊重が規定されたものです。なお、その他必要事項を別途の条例で定める記載については、そのほかの自治拡充推進のための制度などとの規定の整合を図る必要があることから条例の規定化は見送られています。

したがって、この住民投票制度検討委員会でのご討議の中では次の点を踏まえてのご議論をいただければと考えます。

- ア 市民（検討委員会委員）の思いとしては、常設型の住民投票制度構築が相応しいと考えていること。
- イ 投票発議ができる者は自然人たる住民、議会、市長であること。
- ウ 住民の範囲には外国人は当然に含まれること。
- エ 住民の範囲から未成年者を排除する理由はなく、少なくとも18歳以上の未成年者は住民の範囲に含まれるべきこと。
- オ 投票の対象事項は、具体・個別の事項を想定しているものではないが、市政に係る重要事項である必要があること。
- カ 情報提供の主体や方法は検討が必要なものの、住民への情報提供は制度運営において重要であること。
- キ 拘束型ではなく、諮問型の住民投票制度であること。
- ク 住民投票結果に対する尊重義務が課せられるのは、議会と市長であること。